

「個別需給給水契約」説明書

この説明書をよくお読みいただき、所定の様式でお申込み下さい。

なお、契約によって料金が安価になるとは限りませんので、詳細については料金課調定グループ（0178-70-7012）までお問い合わせ下さい。

1. 個別需給給水契約適用基準

個別需給給水契約適用基準は、次のとおりです。

- ①水道を1年以上継続して使用していること。
- ②契約の申込み前の1年間の実績水量がおおむね6,000 m³以上の使用があること。
- ③メーターが設置された給水装置を共同で使用していないこと。
- ④他の料金特例の適用を受けていないこと。
- ⑤納期限を経過した水道料金（未納）が無いこと。
- ⑥地下水等利用専用水道を設置していないこと又は当該地下水等利用専用水道を廃止した日から1年を経過していること。（別途資料参照）。
- ⑦契約が解除された日から1年以上経過していること。

2. 契約の適用区分

契約の適用区分は、次のとおりです。

	定量特約個別契約 (A契約)	変動特例個別契約 (B契約)
責任水量	あり	なし
基準水量	月平均使用水量の 80%	月平均使用水量の 120%
割引単価	266 円/m ³ (基準水量を超えた水量に適用)	

3. お申込みに必要な書類

契約のお申込みには、「個別需給給水契約申込書」の提出が必要です。料金課に持参いただくか、郵送で提出して下さい。

4. 契約の決定及び締結

- ①お申込みを受けたときは、速やかに基準に適合するか審査するとともに、必要に応じて現地調査を行います。
- ②基準に適合していると認めるときは、「個別需給給水契約決定通知書」を交付します。
- ③契約の締結は交付をもって行い、交付日を契約日とします。
- ④契約中も基準に適合しているか随時調査することがあります。

5. 契約期間

契約日から翌9月30日までになります。

6. 契約を適用する料金

契約を適用する料金は、原則として契約日の翌月の検針日に算定された料金から契約終了日の翌月の検針による料金までです。

7. 契約の更新について

①契約終了月に契約の更新手続により、1年間契約期間を延長することができます。

②契約の更新時における基準水量は、直近1年間の使用水量により設定します。

③A契約からB契約、B契約からA契約への変更は更新手続き時のみ可能です。

使用水量の変動が見込まれる場合は、契約内容の変更を検討することを推奨します。

※更新時に適用基準を満たさない場合は、更新できません。

8. 契約の非該当

基準に適合していないことを確認したときは、非該当の理由を付して「個別需給給水契約非該当通知書」で通知します。

9. 契約の解除

次に該当するときは、契約を解除し「個別需給給水契約解除通知書」を通知することがあります。

①水道の使用を休止し、又はやめたとき。

②基準に適合しなくなったとき。

③料金を納期限内に納付しないなど、水道の利用者としての義務を誠実に履行していないとき。

10. 基準水量の算定

基準水量は、直近1年間の使用実績等を考慮して、適用区分に応じて設定します。

※10 m³未満の端数は切捨てになります。

①定量特約個別契約（A契約）月平均使用水量に 0.8 を乗じて得た水量。

②変動特約個別契約（B契約）月平均使用水量に 1.2 を乗じて得た水量。

11. 料金の算出

料金は、次の各号の区分に応じて算出した額に、消費税相当額を加えた額です。

①定量特約個別契約（A契約）

基準水量を超える部分の従量料金は、1 m³につき 266 円(税抜き)になります。

基準水量を下回った場合でも基準水量（責任水量）分の料金を負担していただきます。

②変動特約個別契約（B契約）

基準水量を超える部分の従量料金は、1 m³につき 266 円(税抜き)になります。

責任水量はございません。